

みやき町

部活動及び認定地域クラブ活動の在り方に関する方針

令和8年4月

みやき町教育委員会

## ○ はじめに

部活動は学校の教育活動の一環として我が国のスポーツ・文化芸術振興を大きく支えてきた。体力の向上や心身の健康保持増進だけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、その教育的な意義は大きいものがある。

町内の中学校でも多くの生徒が部活動に所属し、中学生の健全育成を支えてきた。特に中学生が中学校総合体育大会や吹奏楽大会等での活躍を胸に描き、そのために仲間と協力し、努力を重ね、勝つ喜びや負ける悔しさを経験することは、中学生の心身の発育・発達に大きな役割を果たしてきた。これらの活動は顧問として献身的に指導に当たってきた現場の教職員、学校や保護者、地域の方々の協力なしには成しえなかったことである。

一方で、社会情勢の変化が早く、部活動を取り巻く環境と需要が著しく変わり従前の運営体制では維持が難しくなっており、町内の中学校部活動において存続が難しくなっている例もある。また、活動内容についても量から質への転換が求められている。

これらのことから、スポーツ・文化芸術活動の体験機会を将来にわたり確保すると共にその活動の充実を図るために、地域全体で連携して取り組む地域クラブ活動へと展開させるなど、抜本的な改革に取り組む必要がある。

国は、部活動改革として令和8年度～13年度を改革実行期間と位置づけ「休日については、期間内に原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。」としている。また、平日についても「地域の実情等に応じた取組を進める。」としている。

この状況を受け、みやき町においても、子どもたちがより有意義なスポーツ・文化芸術活動の体験を得るために、国や県の動向等を踏まえ、休日の部活動<sup>※1</sup>を学校部活動から認定地域クラブ活動<sup>※2</sup>へと段階的に展開していく。

### ※1 部活動

- ・学校主体の活動。
- ・学校教育活動の一環。
- ・学校が「運営団体」と「実施主体」を兼ねている。

### ※2 認定地域クラブ活動

- ・国が示した認定要件（学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であること等）を満たしていると自治体が認定した、学校部活動にかわる地域主体の活動。
- ・学校教育活動ではない。
- ・「運営団体」と「実施主体」の体制や役割分担は自治体によって多様。

## ○みやき町における「運営団体」と「実施主体」

### **運営団体** …活動を統括する団体

【役割の例】指導者の派遣、実施主体の活動状況の管理、保険加入手続き…

- ・部活動の場合 ⇒ 学校
- ・認定地域クラブ活動の場合 ⇒ 例：一般社団法人 みやき町地域スポーツ・文化クラブ（「(一社)地域クラブ」）

### **実施主体** …活動を実際に行う団体

【役割の例】活動計画の作成・活動、大会やコンクールへの参加申込、保護者連絡…

- ・部活動の場合 ⇒ ○○中学校○○部
- ・部活動が、休日は認定地域クラブ活動となる場合  
⇒ 例：○○中学校○○クラブ（「認定地域クラブ」）

## ○「部活動及び認定地域クラブ活動の在り方に関する方針」策定の趣旨等

みやき町「部活動及び認定地域クラブ活動の在り方に関する方針」（以下、「本方針」という。）は、中学校段階の部活動及び認定地域クラブ活動を主な対象とし、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）をもとに、部活動と休日の認定地域クラブ活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な活動の取組に関する事柄を示すことで、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するとともに、これらの活動が地域、学校、競技種目に応じて多様な形で最適に実施されることを目指すものである。今回、まず休日の部活動の地域展開に伴い、みやき町「部活動の在り方に関する方針」（平成30年9月策定、令和5年8月改訂）の内容を見直し、みやき町「部活動及び認定地域クラブ活動の在り方に関する方針」として改訂する。

# I 部活動に係るガイドライン

## 1 部活動の学校教育における位置づけ

### (1) 学校教育の一環

現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことが明確に示されている。このことから部活動は教育課程との関連を図りつつ、効率的・効果的な取組をしていく必要がある。

また、学習指導要領解説の見直し（令和6年12月）により地域クラブ活動との連携に関する記載が新設され、「学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図る」「特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携」等が示されており、休日の部活動の地域展開にあたっても適切な対応が必要となる。

### (2) 部活動の意義と効果

- ① 学校教育活動の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教職員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義が大きい。
- ② 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資することから、中学生の「生きる力」を育む大きな原動力ともなっている。
- ③ 体力・技能の向上や健康の保持増進はもとより、スポーツ・文化芸術に興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、楽しさや喜びを味わうことで、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しもうとする意欲を高めることができる。
- ④ 部活動にはこのように大きな教育的な意義と効果があり、生徒の実態や指導に当たる部活動顧問の負担、学校の状況等をよく踏まえ、バランスが取れた適切な運営体制を構築することが必要となる。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針策定等

- ① 校長は、国の示すガイドライン及び本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を学校ホームページ等で公表する。

- ③ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等の計画概要）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- ④ 部活動顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

## （２）指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、各学校の部活動数について、生徒及び教職員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。
- ② 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮した上で行う。
- ③ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員等を活用するなど、複数の顧問を配置するよう努める。
- ④ 校長は、指導内容の充実や生徒の安全・安心の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、必要に応じて部活動指導員の配置を学校の設置者に申請する。
- ⑤ 校長は、部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教職員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。
- ⑥ 校長は、部活動指導員等に対して、その指導が適切に行われるよう、適切な指導の方法、事故やハラスメントの防止、その他必要な内容について、学校の設置者等が実施する研修を受けさせる。
- ⑦ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## 3 合理的で効果的な活動の推進

- （１）部活動顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していくボトムアップ理論に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。
- （２）校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が作成した国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

なお、熱中症の予防及び落雷などの自然災害による事故防止の観点から適切な

対応を徹底するとともに、気象庁の各種注意情報が発せられた場合には、状況に応じて屋外の活動を行わない等の対策を講じること。学校の設置者は、学校の取組が徹底されるよう、必要な支援・指導及び是正を行う。

- (3) 部活動顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。
- (4) 校長は、部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎた活動とならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

#### 4 適切な休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期のスポーツ活動に関する研究も踏まえ以下の基準とする。

- ① 学期中の休養日（週当たり2日以上）

- ・統一：毎月第3日曜日を「県下一斉部活動休養日」とする。
- ・平日：少なくとも1日を休養日とする。
- ・週休日：土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。

（休日の活動を認定地域クラブ活動として実施することを決定した部については、週休日の部活動としての活動を原則認めない。）

- ・その他：大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。3日以上の子休や祝日がある場合も、週当たり2日以上の休養日と祝休日中の休養日を適切に設ける。

- ② 長期休業等の休養日

- ・学期中に準じた扱いを行う。

ただし、長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。原則として夏季休業期間のうち、学校閉庁日は休養日とする。

- ③ 活動時間

- ・平日：1日2時間程度以内とする。
- ・休業日：1日3時間程度以内とする。（学期中の週末含む）

- ④ 下校時刻

- ・活動時間に合わせ下校時刻を設定する。

下校時刻の設定に当たっては、日没時間を目安に生徒が安全に帰宅で

きる時間となるよう十分考慮すること。

⑤ その他

- ・前記休養日等の設定について、校長による判断が困難な場合は学校の設置者が適切な助言を行う。

(2) 校長は、休養日及び活動時間の設定について、地域や学校の実態を踏まえ、学校の部活動活動時間の上限の目安を示す。また、学校行事や定期テスト前後など学校全体で部活動を行わない日を設けるよう努める。

## 5 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 学校は、生徒のスポーツ・文化芸術に関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しむ、適度な頻度で行う等多様であることを踏まえ、季節ごとに異なる競技種目を行う活動、競技志向でなくレクリエーションとして行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生涯のある生徒やスポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、生徒のニーズを踏まえた活動環境等の整備を検討するなど、生徒の活動機会の創出を図る。

(2) 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 大会参加について

校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。大会参加については、必要に応じて認定地域クラブの指導者と協議をしたうえで参加の検討を行う。

(1) 土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。

(2) 県大会規模の大会については年4回程度の参加を目安とする。

## 7 生徒及び運動部顧問の移動について

中学校総合体育大会等のために他校や他施設への移動が必要な場合、原則として生徒は自転車もしくは公共の交通機関を利用することとする。保護者運転の自家用車による移動を行う場合には、年度当初に各種保険に加入するなど、不測の事態に対応できるよう保護者との調整を図る。

## Ⅱ (休日の) 認定地域クラブ活動に係るガイドライン

### 1 地域展開に向けた推進体制

みやき町教育委員会

みやき町地域スポーツ・文化クラブ推進計画に基づき、令和7年度に一般社団法人 みやき町地域スポーツ・文化クラブ（以下「(一社) 地域クラブ」という。）を設立した。(一社) 地域クラブは以下のことに取り組み、令和8年度から段階的に部活動の地域展開を進めながら、まずは休日部活動の地域展開完了を目指す。平日についても、国が示すガイドライン等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を進めていく。

- (1) 認定地域クラブ活動に係る制度の構築
- (2) 認定地域クラブの運営機能強化
- (3) 活動の実施主体となるスポーツ、文化芸術環境の整備方法等についての検討
- (4) 佐賀県教育委員会、みやき町立小中学校、町内のスポーツ・文化芸術活動諸団体との連絡調整
- (5) 指導者の発掘、把握と人材の確保
- (6) 指導者の支援、フォローアップ、研修
- (7) 必要な財源の確保

### 2 (一社) 地域クラブの位置づけ

(一社) 地域クラブは、学校（部活動）に替わる地域主体の組織である。指導は地域の団体・指導者が行い、事務局はみやき町教育委員会内に置く。

- (1) 役割について
  - ① みやき町の子どもたちが地域の中でスポーツや文化芸術活動に参加する際の入り口となり、世代を超えた人々が生涯にわたり多様なスポーツや文化芸術活動にふれ合う町づくりに寄与する。
  - ② 休日のスポーツ・文化活動の受け皿となり、学校と地域がともにみやき町の子どもたちを育む環境づくりを行う。
  - ③ 活動を通して子どもたちの自主性を育て、体力と技能の向上を目指す。
- (2) 運営について
  - ① (一社) 地域クラブの運営には、地域の各種専門団体や民間団体等に参画を求め、協力を依頼する。また、各分野で活動している方々にも協力依頼を行う。
  - ② 当面は、現在中学校で運営される部活動の種目、内容を中心とし、生徒が休日

に活動できるよう整備を進め、指導者を派遣する。指導者は、大会や公式戦の監督等としても活動する。

- ③ 実情に応じ、認定地域クラブ活動への移行が可能な部活動から積極的に移行を推進する。
- ④ 将来的には、子どもたちのニーズに即し、活動内容の充実を図る。また、平日の部活動についても、地域への展開を段階的に進めていく。
- ⑤ 保険掛金、指導者謝金の一部として、一定額の運営費を徴収する。ただし、国が示した改革実行期間内についてはこの限りではない。なお、保護者の過度の負担とならないよう、みやき町教育委員会及び（一社）地域クラブは家庭の経済状況に応じた手立てを講じる。

### 3 合理的で効果的な活動の推進

- (1) 認定地域クラブ及び指導者は、生徒が自ら考え、計画していくボトムアップ理論に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につながられるよう活動に主体的に取り組む力を育成する。
- (2) 認定地域クラブ及び指導者は、活動の実施に当たっては、文部科学省が作成した国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。  
なお、熱中症の予防及び落雷などの自然災害による事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の各種注意情報が発せられた場合には、状況に応じて屋外の活動を行わない等の対策を講じること。
- (3) 認定地域クラブ及び指導者は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。
- (4) 認定地域クラブ及び指導者は、活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎた活動とならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。
- (5) 認定地域クラブ及び指導者は、生徒が安心・安全に活動できるように、平日の学校部活動を行う教職員と指導方針や日程調整等の連絡を密に行い、活動が円滑に進むように努める。
- (6) みやき町教育委員会及び（一社）地域クラブは、(1)～(5)の内容について必要な支援・指導及び是正を行う。

## 4 適切な休養日等の設定

認定地域クラブにおける休養日及び活動については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期のスポーツ活動に関する研究も踏まえ以下の基準とする。

### ① 休養日

- ・統一：毎月第3日曜日は「県下一斉部活動休養日」となっているため休養日とする。
- ・週休日：土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。なお、1日の活動時間は3時間程度以内とする。
- ・その他：大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を他の日に振替える。

### ② 長期休業等の休養日

長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。原則として夏季休業期間のうち、学校閉庁日は休養日とする。活動計画の作成にあたっては学校と十分に協議する。

## 5 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた活動

- ① 認定地域クラブ及び指導者は、生徒のスポーツ・文化芸術に関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しむ、適度な頻度で行う等多様であることを踏まえ、競技志向でなくレクリエーションとして行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒のニーズを踏まえた活動環境等の設置を検討するなど、生徒の活動機会の創出を図る。
- ② 認定地域クラブ及び指導者は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・文化芸術活動の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

### (2) 対象者

みやき町在住の中学生を対象とする。協議の上、他の市町の生徒を受け入れることもある。また、将来的には、中学生以外（小学生など）の受け入れについても検討していく。

### (3) 活動場所

- ① 学校施設での活動を基本とし、町の施設も調整し幅広く利用する。
- ② 活動場所への移動は、従来通り各自で行う。

#### (4) 保険の加入

生徒が活動に参加する場合は、怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入を必須条件とする。

### 6 大会参加について

生徒に与える教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。大会参加については、部活動顧問と協議をしたうえで参加の検討を行う。

- (1) 土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。
- (2) 県大会規模の大会については年4回程度の参加を目安とする。

### 7 生徒及び指導者等の移動について

大会・試合等のために他校や他施設への移動が必要な場合、原則として生徒は自転車もしくは公共の交通機関を利用することとする。保護者運転の自家用車による移動を行う場合には、年度当初に各種保険に加入するなど、不測の事態に対応できるよう保護者との調整を図る。